

訪問介護サービス

重要事項説明書

社会福祉法人 尊徳会

訪問介護事業所 「すずらん」

TEL 0749-62-3630

FAX 0749-68-3200

訪問介護サービス重要事項説明書

訪問介護サービスについて契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。

- 1 訪問介護サービスを提供する事業者について
 - (1) 名 称 社会福祉法人 尊徳会
訪問介護事業所 「すずらん」
 - (2) 理事長 榊原 尊
 - (3) 所在地 〒526-0023 滋賀県長浜市三ツ矢町 13-16

2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問介護事業所 すずらん
介護保険指定 事業者番号	事業所番号 (2 5 7 0 3 0 1 0 8 1 号)
事業所所在地	〒526-0023 滋賀県長浜市三ツ矢町 13-16 TEL : 0749-62-3630 FAX : 0749-68-3200
事業所の通常の 事業実施地域	長浜市

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	本事業は、指定訪問介護（ホームヘルプサービス）の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し利用者の立場に立って、指定訪問介護事業の適正な運営及び利用者等に対する適切な訪問介護を行うことを目的とする。
運営方針	<ol style="list-style-type: none">① 利用者が要介護状態等となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるように配慮する。② 利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保険医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。③ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に偏することのないよう公平中立に行う。④ 事業にあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設との連携に努める。⑤ 上記のほか、指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年滋賀県条例第 17 号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間並びにサービス提供時間

営業日	年中無休
営業時間	午前9時00分～午後18時00分

提供時間数は、実際のサービス提供時間ではなく、居宅サービス計画に定める時間数によるものとします。

提供日、時間	年中無休 24時間
時間帯	午前0時00分から 午後23時59分まで

(4) 事業所における職員の職種、員数および職務内容について

事業所の管理者	山岡 法子
---------	-------

職種	職務内容	人員数
サービス提供責任者	事業所に対する指定訪問介護の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問介護の実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。	2名(兼)
訪問介護職員	訪問介護計画に従って、指定訪問介護の提供にあたる。	6名以上

(令和3年9月1日現在)

3 提供するサービスの内容と料金および利用料について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
身体介護	食事介助 口腔ケアや食卓を整える、食欲の有無、咀嚼、嚥下、好き嫌いなどを観察し、より良い援助を行う。
	入浴介助 入浴準備、衣服着脱、整容、入浴後の水分補給
	排泄介助 便器の清潔保持、排泄後の後始末、衣服の着脱介助
	清拭 湯温準備、衣服の着脱、全身清拭
	体位変換 時間の許す限り2時間おきの体位変換が好ましい
生活援助	買物 利用者の希望を聞く、残り物のチェック、金銭出納簿の記入
	調理 利用者の嗜好に配慮、栄養バランスを考慮、衛生に配慮
	掃除 清潔な生活環境を保つ、勝手に物を移動しない、転倒防止など室内環境の整備
	洗濯 洗濯物の洗い方、干し方、保管の仕方(季節の考慮)に配慮する
(訪問介護)	利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画又は訪問介護計画の作成、居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問介護計画を作成します。
自立生活支援の為の見守りの援助	利用者と一緒に手助けしながら調理等を行います。 入浴、更衣等の見守りを行います。 ベッドの出入り時など自立を促すための声かけ 洗濯物を一緒に干したりたたんだりする事により、自立支援を促すと共に、転倒予防等の為の見守り、声かけを行います。

■ 料金表

■ 要介護1～5の方へのサービス ■

項目	時間(分)	自己負担/回 (10割)	自己負担/回 (1割)	自己負担/回 (2割)	自己負担/回 (3割)
身体 介護	20分以上30 分未満	2990円	299円	598円	897円
	30～60分未 満	4740円	474円	948円	1422円
	60～90分未 満	6940円	694円	1388円	2082円
	90分以上30 分毎	上記料金 プラス820円	上記料金 プラス82円	上記料金 プラス164円	上記料金 プラス246円
生活 援助	20～45分未 満	2190円	219円	438円	657円
	45分以上	2690円	269円	538円	807円

※初回加算 245円/月（訪問介護計画を作成し、初回又は初回の属する月、2か月ご利用がない時に、サービス提供責任者が自らサービス提供したか、他のスタッフのサービス提供に同行した場合）

※緊急時訪問介護加算 114円/回（利用者又は家族からの要請に基づいてケアマネと連携し、ケアマネが必要と判断し、予定以外の指定訪問介護を緊急で実施した場合）

※介護職員処遇改善加算Ⅱ 22.4%（利用者に、直接介護サービスを提供する職員の安定的な処遇改善を図る為の、環境整備と賃金改善を目的としたもの）

※早朝（6～8時）・夜間（18時～22時）25%及び、深夜（22時～6時）は、50%の割増料金が加算されます。

※提供時間数は、実際のサービス提供時間ではなく、居宅サービス計画に定める時間数によるものとします。

※上記の表は、介護保険の料金を基本としたものです。

（10割のうち、1割か2割、又は3割負担）

尚、介護保険以外のサービスは、現金でのお支払いとなります。

4 その他の費用について

①・ 交通費	通常の事業の実施地域以外の対応は、致しません。	
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルする場合、キャンセル通知の時間によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	利用日の 24 時間前までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です
	利用日の 24 時間前までにご連絡がない場合	1 提供あたりの料金の利用者負担分の 50%を請求いたします。
※ただし、利用者の病変、急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。 又、介護予防のキャンセル料は、頂きません。		
③ サービス提供にあたり必要となる利用者 の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用	利用者（お客様）の別途負担 となります。	

5 利用料、その他の費用の請求および支払い方法について

① 利用料、その他の 費用の請求	ア 利用料、その他の費用はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。
	イ 請求書兼領収書は、利用明細に明記して利用月の翌月 10 日以降に利用者あてお届けします。
② 利用料、その他の 費用の支払い	ア サービス提供の都度お渡しする利用者控えと内容を照合の上、請求月の 27 日までに、口座から自動引落しさせていただきます。 関西アバン銀行 長浜支店 普通預金 No. 2000313
	イ 請求書兼領収書は、必ず保管をお願いします。

※利用料、その他の費用の支払いについて、支払い期日から3月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内にお支払がない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いただくこととなります。

6 担当ヘルパーの変更をご希望される場合の相談窓口について

ご利用者のご事情により、 担当ヘルパーの変更を希 望される場合は、右の相談 担当者までご相談くださ い。	ア 相談担当者氏名 山岡 法子
	イ 連絡先電話番号 0749-62-3630 同 FAX 番号 0749-68-3200
	ウ 受付日および受付時間 午前9時～午後6時

※担当ヘルパーの変更に関しましては、ご利用者のご希望を尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
② 個人情報の保護について	事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いません。 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

8 緊急時の対応方法について

サービス提供中に利用者に緊急の事態が発生した場合、利用者の主治医にご連絡するとともに、予め指定する連絡先にも連絡します。

9 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

提供した指定訪問介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 訪問介護事業所 「すずらん」 お客様相談窓口 (苦情・相談) 山岡 法子	所在地 滋賀県長浜市三ツ矢町 13-16 電話番号 0749-62-3630 FAX 番号 0749-68-3200 受付時間 午前 9 時～午後 6 時
【市町村の窓口】 長浜市役所 (介護保険課)	所在地 滋賀県長浜市八幡東町 632 電話番号 0749-65-8252 FAX 番号 0749-64-1437 受付時間 午前 8 時半～午後 5 時 15 分 (平日)
【公的団体の窓口】 滋賀県国民健康保険団体連合会	所在地 滋賀県大津市中央 4 丁目 5 番 9 号 電話番号 077-522-2651 FAX 番号 077-522-2628 受付時間 午前 9 時～午後 5 時 (平日)
【公的団体の窓口】 あんしん・なっとく委員会 (滋賀県運営適正化委員会)	所在地 滋賀県草津市笠山 7 丁目 8 番地 1 3 8 号 電話番号 077-567-4107 FAX 番号 077-561-3061 受付時間 午前 9 時～午後 5 時 (平日)

10 虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	山岡 法子
-------------	-------

成年後見人制度の利用を支援します。

② 苦情解決体制を整備しています。

③ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

④ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

11 第三者評価の実施の有無

今、現在は実施しておりません。

重要事項説明の年月日 令和 年 月 日

説 明 者 _____ 印

上記内容について、利用者に説明を行いました。

(事業所)	事業所名	社会福祉法人 尊徳会 訪問介護事業所「すずらん」	
	指定番号	滋賀県訪問介護事業者指定番号	2570301081
	住 所	滋賀県長浜市三ツ矢町 13-16	
	管理者	山岡 法子	印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

(利用者)	住 所	
	氏 名	印

(代理人) (成年後見人)	住 所	
	氏 名	印